特別清算協定認可

平成２９年（ヒ）第２０３４号

東京都中央区日本橋３丁目３番11号第一中央ビル６階
清算株式会社　株式会社ＫＨＰ
代表清算人　小野　良文

1　決定年月日　平成29年７月６日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

1　協定債権の内容

協定債権者数、協定債権額等は以下のとおりである。

協定債権者数	12名
協定債権総額 元本及び開始決定前日までの利息・遅延損害金	822,265,710円
特別清算開始決定日以後の利息・遅延損害金	額未定

2　協定債権の弁済

清算株式会社株式会社ＫＨＰ（以下「会社」という。）は、別紙「協定債権者」欄記載の債権者（以下「協定債権者」という。）のうち、小野良文・西村光代・大谷憲子を除く者に対し、本協定の認可決定確定日から１か月以内に、別紙「弁済額」欄記載のとおり、各協定債権のうち元本および特別清算開始決定日前日までの利息・遅延損害金に対する1.2636％に相当する額（円未満切り捨て）を、後記４「弁済の方法」に従って弁済する。

3　協定債権の免除

⑴　特別清算開始決定日以後の利息・遅延損害金

協定債権者は、本協定の認可決定が確定したときに、特別清算開始決定日以後に発生する利息・遅延損害金全額を免除する。

⑵　元本及び特別清算開始決定日の前日までの利息・遅延損害金

協定債権者は、前項「協定債権の弁済」記載の弁済金全額につき支払を受けたときは、協定債権額から弁済額及び本項⑴の金額を控除した残金すべてを免除する。

⑶　協定債権者小野良文・西村光代・大谷憲子に関する特則

本項⑴・⑵にかかわらず、協定債権者のうち小野良文、西村光代、大谷憲子は、会社に対する協定債権の全額につき、本協定の認可決定が確定することを停止条件として、本協定の認可決定が確定した日をもって、その債務を免除する。

4　弁済の方法

⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者が文書にて指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により行う。振込に要する費用は、会社の負担とする。

⑵　本協定における債務の支払場所は会社の本店所在地とし、会社は、本協定に基づく弁済期日の１週間前までに、協定債権者から指定預金口座の通知がない場合、当該協定債権者については弁済の受領を拒絶したものとして、弁済金の支払いにつき会社本店所在地を管轄する法務局に民法494条に基づく弁済供託をすることができる。

⑶　平成29年４月１日以降、協定債権の譲渡又は移転があったときは、譲渡又は移転前の債権額を基準として、本協定の条項を適用し、弁済および債務免除を行う。一部譲渡又は一部移転の場合における弁済額は、上記に従い算出した弁済額を、新旧協定債権者双方の債権額に応じて按分する。ただし１円未満の端数は切り捨てる。

5　残余財産の換価・追加弁済

⑴　会社は、第２項の弁済後、会社において新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価の上、協定債権者のうち小野良文・西村光代・大谷憲子を除く者に対し、換価金額から必要な費用を控除した残額を、各協定債権のうち元本および特別清算開始決定日前日までの利息・遅延損害金から第２項の弁済額を控除した額の割合に応じて支払う。

⑵　本項⑴の場合、協定債権者が第３項により行った残債権の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別紙省略）

以上

東京地方裁判所民事第８部

再生手続開始

平成２９年（再）第２３号

東京都世田谷区駒沢４丁目２番10号
再生債務者　織部　一弥

1　決定年月日時　平成29年７月５日午後３時30分

2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年８月３日まで

4　再生債権の一般調査期間　平成29年９月７日から平成29年９月14日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再）第１１号

堺市北区百舌鳥梅町１丁266－１
再生債務者　株式会社タケモトフーズ

1　決定年月日時　平成29年７月６日午前10時

2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年８月14日まで

4　再生債権の一般調査期間　平成29年10月13日から平成29年10月27日まで

大阪地方裁判所第６民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２８年（再）第４１号

東京都港区芝公園２丁目９番３号
再生債務者　プラス・ポイント・パートナーズ株式会社

1　決議に付する再生計画案　平成29年６月30日付け再生債務者提出の再生計画案

2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの

3　債権者集会

⑴　期日　平成29年８月23日午前10時

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

4　書面投票期間　平成29年８月15日まで

5　議決権不統一行使の通知期限　平成29年８月９日

平成29年７月４日

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再）第１２号

東京都東久留米市中央町４丁目11番７号
再生債務者　リスコ株式会社

1　決議に付する再生計画案　平成29年６月27日付け再生債務者提出の再生計画案

2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの

3　債権者集会

⑴　期日　平成29年８月30日午前11時30分

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

4　書面投票期間　平成29年８月22日まで

5　議決権不統一行使の通知期限　平成29年８月16日

平成29年７月５日

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再）第１３号

東京都東久留米市中央町４丁目６番７号
再生債務者　佐藤柳次郎

1　決議に付する再生計画案　平成29年６月27日付け再生債務者提出の再生計画案

2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの

3　債権者集会

⑴　期日　平成29年８月30日午前11時30分

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

4　書面投票期間　平成29年８月22日まで

5　議決権不統一行使の通知期限　平成29年８月16日

平成29年７月５日

東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２８年（再）第４８号

東京都新宿区新宿６丁目29番８号
再生債務者　ギフコ株式会社

1　主文　本件再生手続を終結する。

2　理由の要旨　再生計画の遂行

平成29年７月５日

東京地方裁判所民事第20部

再生計画取消

平成１４年（再）第１号

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保596番地
再生債務者　日本ファステム株式会社

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成14年８月28日認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成29年７月５日

さいたま地方裁判所川越支部